○内閣府令第三十二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の規定に基づき、児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂

児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
第十八条の二十七　［略］ ［②～⑥　略］ ［⑦］　第一項本文及び第二項本文に規定する申請書は、こども家庭庁長官が定める様式によるものとする。	**第十八条の二十七**　［同上］ ［②～⑥　同上］ ［項を加える。］
第十八条の二十八　［略］ ［②～④　略］ ［⑤］　第一項本文及び第二項本文に規定する申請書は、こども家庭庁長官が定める様式によるものとする。	**第十八条の二十八**　［同上］ ［②～④　同上］ ［項を加える。］
第十八条の二十九　［略］ ［②～⑤　略］ ［⑥］　第一項本文及び第二項本文に規定する申請書は、こども家庭庁長官が定める様式によるものとする。	**第十八条の二十九**　［同上］ ［②～⑤　同上］ ［項を加える。］
第十八条の二十九の二　［略］ ［②～④　略］ ［⑤］　第一項本文及び第二項本文に規定する申請書は、こども家庭庁長官が定める様式によるものとする。	**第十八条の二十九の二**　［同上］ ［②～④　同上］ ［項を加える。］
第十八条の三十　［略］ ［②～④　略］ ［⑤］　第一項本文及び第二項本文に規定する申請書は、こども家庭庁長官が定める様式によるものとする。	**第十八条の三十**　［同上］ ［②～④　同上］ ［項を加える。］
第十八条の三十四の四　［略］ ［②］　前項に規定する申請書は、こども家庭庁長官が定める様式によるものとする。	**第十八条の三十四の四**　［同上］ ［項を加える。］
第十八条の三十五　［略］ ［②～④　略］ ［⑤］　第一項の規定による届出は、こども家庭庁長官が定める様式により行うものとする。	**第十八条の三十五**　［同上］ ［②～④　同上］ ［項を加える。］
第二十五条の二十一　［略］ ［②～④　略］ ［⑤］　第一項本文及び第二項本文に規定する申請書は、こども家庭庁長官が定める様式によるものとする。	**第二十五条の二十一**　［同上］ ［②～④　同上］ ［項を加える。］
第二十五条の二十一の三　［略］ ［②］　前項に規定する申請書は、こども家庭庁長官が定める様式によるものとする。	**第二十五条の二十一の三**　［同上］ ［項を加える。］